

第33期中間決算公告

〔 自 2025年4月 1日
至 2025年9月 30日 〕

中間貸借対照表
中間損益計算書

2025年12月26日

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

GMOあおぞらネット銀行株式会社

代表取締役社長 山根 武

第33期中（2025年9月30日現在）中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	804,506	預 金	1,141,003
金 銭 の 信 託	1,251	そ の 他 負 債	29,767
有 働 証 券	76,366	未 払 法 人 税 等	166
貸 出 金	271,456	資 産 除 去 債 務	88
そ の 他 資 産	24,512	そ の 他 の 負 債	29,512
そ の 他 の 資 産	24,512	賞 与 引 当 金	232
有 形 固 定 資 産	1,067	退 職 給 付 引 当 金	670
無 形 固 定 資 産	10,285	オ フ バ ラ ン ス 取 引 信 用 リ ス ク 引 当 金	141
繰 延 税 金 資 産	443	負 債 の 部 合 計	1,171,815
貸 倒 引 当 金	△ 3,049	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,129
		利 益 剰 余 金	△ 9,045
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 9,045
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 9,045
		株 主 資 本 合 計	15,084
		そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	△ 60
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 60
		純 資 産 の 部 合 計	15,023
資 産 の 部 合 計	1,186,839	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,186,839

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第33期中

2025年4月1日から
2025年9月30日まで

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	9,402
資 金 運 用 収 益	3,148
(う ち 貸 出 金 利 息)	(1,309)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(148)
役 務 取 引 等 収 益	5,865
そ の 他 業 務 収 益	371
そ の 他 経 常 収 益	16
経 常 費 用	9,213
資 金 調 達 費 用	1,248
(う ち 預 金 利 息)	(1,248)
役 務 取 引 等 費 用	1,997
そ の 他 業 務 費 用	1
営 業 経 費	5,488
そ の 他 経 常 費 用	477
経 常 利 益	189
税 引 前 中 間 純 利 益	189
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	81
法 人 税 等 調 整 額	△ 91
法 人 税 等 合 計	△ 9
中 間 純 利 益	199

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～22年

その他の有形固定資産 3年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。

また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。

上記以外の債権については、業況が良好で財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に係る債権及び業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）に係る債権に分類し、正常先に係る債権については今後1年間の予想損失額を、要注意先に係る債権については今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、格付機関等による外部データのデフォルト率等に基づき損失率を求め、これに将来見込みを勘案して加減算する等必要な調整を加えて算定することとしておりますが、当中間期において調整は加えておりません。

なお、貸倒引当金には前年度に計上した当社のシステム障害等に関連して発生した損失に関する引当金1,350百万円が含まれております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を検証しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、受入出向者以外の従業員への賞与の支払いに備えるため、受入出向者以外の従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、受入出向者以外の従業員の退職給付に備えるため、受入出向者以外の従業員の当中間期末の自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。

(4) オフバランス取引信用リスク引当金

オフバランス取引信用リスク引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約の融資未実行額等に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積りによる予想損失額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益のうち、主として、為替関連業務にかかるサービスや決済関連業務にかかるサービスにおける手数料収入については、サービスの提供完了時点において履行義務が充足されたものと判断して収益を認識しております。取引の対価は、概ね取引発生時または履行義務を充足した月の当月中に受領しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金及び「その他資産」中の未収利息並びに仮払金であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	233 百万円
危険債権額	822 百万円
要管理債権	73 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	73 百万円
小計額	1,130 百万円
正常債権額	270,807 百万円
合計額	271,937 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号2024年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、4,731百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

貸出金 187,562 百万円

担保資産に対応する債務

借用金 - 百万円

為替決済、先物取引等の担保として、内国為替制度担保差入金 10,000 百万円、有価証券 76,366 百万円、その他の資産に含まれる金融商品差入担保金 395 百万円及び外為証拠金取引預託金等 3 百万円を差し入れております。

また、その他の資産にはデビット取引担保金 725 百万円及び敷金等 156 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 10,671 百万円であり、全額が原契約期間 1 年以内のものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,244 百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 単体自己資本比率（国内基準） 9.29%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 346 百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注1）参照）。また、現金預け金並びに内国為替制度担保差入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	1,251	1,251	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	76,366	76,366	-
(3) 貸出金	271,456		
貸倒引当金（*1）	△1,699		
	269,756	271,764	2,008
資産計	347,374	349,382	2,008
(1) 預金	1,141,003	1,141,002	△1
負債計	1,141,003	1,141,002	△1
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	205	205	-
デリバティブ取引計	205	205	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	0
合計	0

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	59,667	16,699	－	76,366
社債	－	－	－	－
デリバティブ取引				
通貨関連	－	205	－	205
資産計	59,667	16,904	－	76,571

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	－	1,251	－	1,251
貸出金	－	－	271,764	271,764
資産計	－	1,251	271,764	273,016
預金	－	1,141,002	－	1,141,002
負債計	－	1,141,002	－	1,141,002

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

信託財産は主として現金預け金で構成されており、取引金融機関から提示された価格をもって時価しております。なお、金銭の信託は全て運用目的であり、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに将来キャッシュ・フローの現在価値法を用いて時価を算出しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率等で割り引いて時価を算定しております。なお、当初約定期間が短期間（1年程度以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額又は見積将来キャッシュ・フローの現在価値等を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。為替予約取引等がこれに含まれます。

負債

預金

要求払預金については、中間決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	債券			
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	債券			
	国債	59,667	59,694	△27
	地方債	16,699	16,758	△59
	社債	-	-	-
	小計	76,366	76,453	△87
合計		76,366	76,453	△87

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間における減損処理額はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先、正常先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注1）	7,748 百万円
貸倒引当金	961
退職給付引当金	211
未払賞与	90
繰延消費税	59
未払事業税	29
資産除去債務	28
その他有価証券評価差額金	26
その他	104
繰延税金資産小計	9,259
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△ 7,449
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,346
評価性引当額小計	△ 8,796
繰延税金資産合計	462
繰延税金負債	
資産除去債務費用	△ 19
繰延税金負債合計	△ 19
繰延税金資産の純額	443 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間（2025年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（*1）	-	283	-	2,815	2,581	2,069	7,748
評価性引当額	-	-	-	2,799	2,581	2,069	7,449
繰延税金資産	-	283	-	15	-	-	298

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
経常収益	9,402
うち役務取引等収益	5,865
為替業務	3,066
その他受入手数料	2,799
うち決済業務関連受入手数料	1,520

(注) 役務取引等収益における為替業務関連収益及びその他受入手数料に含まれる決済業務関連収益は、主に法人顧客との取引から発生しております。なお、上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 14,594円07銭

1株当たりの中間純利益金額 193円42銭

なお、当社が発行しているA種種類株式及びB種種類株式は剩余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり純資産額ならびに中間純利益金額の算定に際して、それらの発行済株式数を普通株式のそれに含めて計算しております。